

## 「医療費のお知らせ」記載内容及び留意事項等について

### 1. 記載内容

「医療費のお知らせ」には、以下の内容が記載されます。

① 診療 年月	② 診療 区分	③ 日 数	④ 医療機関名	⑤ 医療費の 総額 (円)	⑥ 共済組合 で支払っ た額 (円)	⑦ 国や地方 自治体で 支払った 額(円)	⑧ あなたが 支払った 額(円)	⑨ 附加給付 (円)	⑩ 高額療養 費(円)	⑪ 備 考
0609	外来	1	きょうさい病院	5,280	3,696	0	1,584			
0609	入院	7	きょうさい病院	288,430	208,116	0	80,314	55,300	0	

- ① 保険医療機関等で診療等を受けた年月
- ② 入院・外来・歯入（歯科入院）・歯外（歯科外来）・調剤（薬局）・訪問（訪問看）・接骨（柔道整復師の施術）・鍼マ（鍼灸、マッサージの施術）・療養（コルセット、弱視眼鏡等）の区分
- ③ ①の診療年月に保険医療機関等で受診した日数
- ④ 診療等を受けた保険医療機関等の名称
- ⑤ ⑥～⑧の合計額
- ⑥ 公立学校共済組合青森支部が保険医療機関等に支払った額（7～8割）
- ⑦ 法律・条例等に基づく助成（国・県・市区町村）を受けた額（レセプトデータで把握可能なもののみ）
- ⑧ 保険医療機関等に支払った自己負担額  
表示額は1円単位（※実際に保険医療機関等の窓口等で支払う額は10円未満を四捨五入）
- ⑨⑩共済組合から給付された額
- ⑪ 合算して高額療養費や附加給付が計算されている場合は、⑪備考に「\*」を、②診療区分に「合算」と記載

### 2. 留意事項

- (1) 「医療費のお知らせ」は、病院や薬局又は接骨院等から共済組合へ送付される「診療報酬明細書（レセプト）」や「柔道整復施術療養費支給申請書」等に基づき作成しています。  
レセプト等は受診月から最短で2か月後に受領し、3か月後に医療費データを確定させるため、未受領や未確定のレセプト分は記載されておりませんので、確定申告に使用する場合は、内容を確認のうえ、記載のない月分は領収書での対応をお願いします。
- (2) 医療保険適用外の費用は含んでいません。  
【例：入院時の個室料や歯科の差額材料費、診断書料、予防接種代金等】
- (3) 国や市区町村等の助成を受けた場合は、支払金額等と表示金額が異なる場合があります。  
【例：国や県の難病指定医療制度、福祉医療制度、市町村の子ども医療制度等】

### 3. マイナポータルの医療費通知情報について

マイナポータルと医療情報の連携開始に伴い、マイナポータルで医療費通知情報の閲覧、さらにe-Taxとの連携による医療費控除の手続きが可能となっています。ただし、附加給付についてはマイナポータルに記載されていないため、給付金決定通知書を参考にしていただくか、又は「医療費のお知らせ」でご確認くださいようお願いします。

**医療費控除の詳細については、国税庁のホームページを参照するか、最寄りの税務署にお問い合わせ願います。**

